

人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用（令和5年度）

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療職その他
新規採用	5 人	4 人	1 人	人
新規再任用	3 人	3 人	人	—

イ 職員の退職（令和5年度）

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療職その他
定年退職	2 人	2 人	—	—
そ の 他	6 人	6 人	—	人
計	8 人	8 人	—	人

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総務・企画	23	26	3	政策推進課新設に伴う増
		税 務	5	4	△ 1	人事配置による減
		民 生	34	34	0	
		衛 生	6	7	1	人事配置による増
		農 林 水 産	7	7	0	
		商 工	4	4	0	
		土 木	7	6	△ 1	人事配置による減
		計	89	91	2	
	教 育 部 門		12	10	△ 2	人員配置による減
小 計		101	101	0		
公営企業等 会計部門	水 道		2	2	0	
	そ の 他		6	6	0	
	小 計		8	8	0	
合 計			109 [218]	109 [218]	0 [0]	

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 以上	計
職員数	0人	4人	10人	14人	14人	16人	12人	7人	3人	5人	13人	98人

（注）再任用職員は含みません。

ウ 職員数の推移

（単位：人・％）

年 度 部門別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	102	101	102	95	89	91	△ 11	(△ 10.8%)
教 育	17	16	12	11	12	10	△ 7	(△ 41.2%)
普通会計計	119	117	114	106	101	101	△ 18	(△ 15.1%)
公営企業等会計計	12	11	10	9	8	8	△ 4	(△ 33.3%)
総合計	131	128	124	115	109	109	△ 22	(△ 16.8%)

2 職員の人事評価の状況（令和6年度）

職員の人事評価について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年度から施行されたことに伴い、人事評価制度が開始されました。

本町においても能力評価と業績評価の両面から評価して、人事管理の基礎とすることとしており、適正な運用に向けて研修等を実施しながら評価を行っております。

3 職員の給与の状況

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 8,036	千円 7,397,831	千円 628,964	千円 1,152,809	% 15.6%	% 14.3

（注）人件費には、特別職や一般職非常勤職員に支給される給料、報酬等を含みます。

（2）職員給与費の状況（一般会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 108	千円 381,031	千円 127,525	千円 139,071	千円 647,627	千円 5,997

（注）1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	288,700 円	332,900 円	41.2 歳
技能労務職	255,900 円	287,700 円	51.0 歳

(4) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		軽 米 町	岩 手 県
一般行政職	大 学 卒	197,800 円	197,800 円
	高 校 卒	167,900 円	167,900 円
技能労務職	高 校 卒	165,300 円	165,300 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数			
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大 学 卒	256,200 円	312,800 円	367,600 円	398,500 円
	高 校 卒	230,200 円	308,800 円	335,100 円	-
技能労務職	高 校 卒	224,000 円	-	-	-

（注）該当がない欄には、「-」と表しております。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		人数	構成比	職名	人数
1 級	主事補、主事、技師補、技師	20	30.8	主事補	3
				主事、技師	17
2 級	主事、技師	13	20.0	主事	13
3 級	主任、主査、係長	17	26.2	主任	9
				主査、係長	8
4 級	副主幹	2	3.1	副主幹	2
5 級	主幹	3	4.6	主幹	3
6 級	課長、事務局長、次長、主幹	10	15.4	課長	7
				事務局長	1
				次長	1
				主幹	1

（注） 1 軽米町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 主な職員手当の状況

(ア) 扶養手当、住居手当、通勤手当（令和6年4月1日現在）

区 分	内 容 及 び 支 給 単 価
扶養手当	1 配偶者 月額 6,500円
	2 子 月額10,000円
	・配偶者のいない場合の1人目 月額10,000円
	※ 年度当初15～22歳の子の場合には、5,000円が加算される。
	2 その他の扶養親族 月額 6,500円
住居手当	1 借家・借間居住者
	月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃に応じ月額27,000円まで
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じて月額70,000円まで
	2 自家用車利用者 通勤距離に応じて月額22,000円まで

(イ) 時間外勤務手当（全会計）

区 分	令和4年度	令和5年度
支給実績	31,564 千円	29,662 千円
職員1人当たり平均支給年額	290 千円	273 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(ウ) 特殊勤務手当（全会計）

著しく、危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給されます。

支給実績（令和5年度決算）	54 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	10,800 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	4.6 %
手当の種類（手当数）	4 種類
支給額の多い手当	特殊自動車運転作業手当
多くの職員に支給されている手当	特殊自動車運転作業手当

(エ) 期末・勤勉手当（全会計）（令和6年4月1日現在）

1人当たり平均支給額（5年度）	1,230 千円		
6年度支給割合		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.250 月分	1.000 月分
	12月期	1.250 月分	1.100 月分
	計	2.500 月分	2.100 月分
加算措置の状況	有		
（職制上の段階、職務の級等による加算措置）	※ 一般行政職の加算率		
	3級 5%		
	4級～6級 10%		

（注） 年間の支給割合及び加算措置の内容は、国と異なります。

(才) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.7090月分
最高限度額	47.7090月分	47.7090月分
1人当たり平均支給額	7,138 千円	20,474 千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	

(注) 1 支給割合及び加算措置の内容は、国と同じです。

2 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(8) 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分			給 料 月 額 等	
給料	町 長		628,000 円	
	副 町 長		522,000 円	
	教 育 長		512,000 円	
報酬	議 長		262,000 円	
	副 議 長		219,000 円	
	議 員		195,000 円	
期末手当	町 長		6 月期	1.700 月分
	副 町 長			1.750 月分
	教 育 長			3.450 月分
			計	
	議 長		6 月期	1.700 月分
	副 議 長			1.750 月分
	議 員			3.450 月分
			計	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (令和6年度)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況 (令和5年1月1日~12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
A	B	C	B/C	B/A×100
3,295.8 日	1,180.3 日	87 人	13.6 日	35.8 %

(3) 特別休暇等の状況（令和6年4月1日現在）

休 暇 の 種 類	付与日数・期間等
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間
予防接種又は健康診断を受ける場合（法令等の定めがある場合に限る）	必要と認められる期間
骨髄提供等（親族以外）に伴い必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
ボランティア活動（親族に対する支援となる活動を除く）を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間
結婚をする場合	連続する7日の範囲内の期間
妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	10日の範囲内の期間
不妊治療に係る通院等のため勤務をしないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法の保健指導又は同法13条の健康診査を受ける場合	町長の定める範囲内の期間
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休憩し、又は補食するために必要な時間の範囲内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内の時間
6週間（母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に産出する予定である女性職員が請求した場合	出産の日までの請求した期間
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ1時間の期間
15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう）の場合	一の年において5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護、世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
生理日の就業が著しく困難である場合	2日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合	2日の範囲内の期間
育児に参加する場合	出産前6週間から出産後8週間の期間において5日の範囲内の期間
忌引きの場合	死亡した親族に応じて定められた期間（1日～10日間）
職員が配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事を行う場合	1日の範囲内の期間
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	一の年の6月から10月までの期間内において、原則連続する5日の範囲内の期間
災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準する場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
災害時又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得状況（令和5年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために6月の範囲内で介護休暇を取得することができます。
令和5年度中に取得した職員はありませんでした。

5 休業の状況（令和5年度）

ア 育児休業の取得者数

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	—	2 人
前年度から引き続いている者	—	1 人

イ 育児休業の承認期間（新たに取得した職員）

期 間	3月超え6月以下	6月超え1年以下	1年超え1年6月以下	1年6月超え2年以下	計
取得職員数	—	2 人	—	—	2 人

6 職員の分限及び懲戒処分状況（令和5年度）

(1) 分限処分者の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保から、病気で勤務に耐えられない場合等の一定の理由がある場合、任命権者が当該職員をその意思に反して免職、休職、降任、降給のいずれかの不利益な処分を行うことを言います。
令和5年度の処分の状況 該当者なし

(2) 懲戒処分者の状況

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職員の職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行があった場合、その道義的責任として処分を行うことを言います。処分には、戒告、減給、停職、免職があります。
令和5年度の処分の状況 該当者なし

7 サービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等、民間企業の勤労者とは異なるサービス上の強い制約が課されています。これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、6(2)のとおりです。

8 退職管理の状況

地方公務法の一部を改正する法律が平成28年度から施行されることを踏まえ、再就職者の依頼等の規制に関する事項などを規定した「職員の退職管理に関する規則」を制定しました。

9 研修の状況（令和5年度）

区 分	回 数	人 数
岩手県町村会が主催したもの	21 回	60 人
軽米町が主催したもの（人事評価研修：民間プロの活用）	1 回	61 人
その他（県外での専門研修ほか）	17 回	22 人

（注） 人数は延人数で記載しております。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の健康診断の状況（令和5年度）

区 分	受診者数
生活習慣予防検診	185 人
各種がん検診	161 人

（注）各種がん検診には、胃がん、子宮頸がん、乳がん等が含まれております。

（2）職員の福利厚生事業の状況（一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構への負担金の状況）

主 な 事 業	町 負 担 金
ライフプラン支援事業（生涯福祉に関する事業の企画及び支援）	（5年度負担金総額） 1,183 千円 標準報酬月額×3.0/1000
給付事業（結婚祝金、出産給付金、弔慰金、遺児育英金）	
貸付事業（生活資金の貸付）	
会員の資質向上、健康増進を目的とする福祉事業	

（3）利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が不服申立てを行うことを認める制度です。

本町では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岩手県に委託しています。

11 職員の競争試験及び選考の状況（令和5年度）

試験区分	採用人数	第一次試験				第二次試験		最 終 倍 率 B/D
		申込者数	受験者数	合格者数	倍 率	受 験 者 数	合格者数	
		A	B	C	B/C		D	
一般事務	5 人	25 人	20 人	12 人	1.7 倍	12 人	6 人	3.3 倍
労務職	1 人	1 人	1 人	1 人	1.0 倍	1 人	1 人	1.0 倍
保健師	0人	0人	0人	0人	-	0人	0人	-
土木技師	1 人	1 人	1 人	1 人	1.0 倍	1 人	1 人	1.0 倍
計	7 人	27 人	22 人	14 人	1.6 倍	14 人	8 人	2.8 倍

（注） 表内の数値は令和5年度中に実施した試験における合計値です。